

〒150-8050

東京都渋谷区神南1丁目1番1号

岸記念体育会館内

(社)全日本テコンドー協会

会長 金原 昇様

平成23年2月24日

差出人

〒104-0064

東京都中央区銀座4丁目5番1

聖書館ビル4階

弁護士法人銀座グリーンオフィス

正会員 渡邊 幸雄氏 代理人

弁護士 古屋 紘昭

ご通知と質問

拝啓

貴法人におかれましてはご精励のことと存じます。

貴法人は平成23年2月14日付AJTA発総務第

42号書面をもって貴法人の正会員渡邊幸雄氏

(以下、渡邊氏という)に対し「正会員としての資格

停止処分について(通知)」なる通知をしてきました、そ

こで、以下のとおりご通知と質問を致しますので、本書

送達後7日以内に当職宛にご回答下さりませ。

1. 結論

貴法人の上記通知は不当であり、無効である。

2. 理由

第三回理事会において決定されたと称する正会員としての資格停止は定款 11 条 1 項に基づくとしませんが、同規定は「除名」の規定であり、資格停止の規定ではない。

3. 質問

(1) 正会員としての資格停止は定款の何条に基づくものなのか。

(2)

① 仮に、定款 11 条 1 項と主張するならば「総会の議決」が必要であるが「総会は何時どこで開催されたのか」「総会通知を送達した会員名と総会議題を明確にされたい」

② 又、総会の前に「議決の前に弁明の機会を与えなければならない」とあるが、「弁明の機会を何時、どこで、誰の前で与え、弁明機会参加者から具体的に如何なる質問があり渡邊氏がどのような答弁をしたか」資料添付のうえ開示されたい。

(3) 第三回理事会で渡邊氏の正会員としての資格停止を決定したというが、第三回理事会への出席者氏名、各出席者の発言等を資料添付のうえ開示されたい。

(4) 渡邊氏の正会員としての資格停止の具体

的 理 由 を 明 確 に さ れ たい。

(5) 総 務 委 員 会 に お い て は 渡 邊 氏 の 言 動 に つ い て は 問 題 は な い と の こ と で あ り、渡 邊 氏 も 総 務 委 員 会 か ら 求 め ら れ た 謝 罪 文 も 提 出 し て お り 問 題 は 解 決 し た 筈 で あ り ま す。に も 拘 ら ず、あ え て 今 回 文 書 を も っ て 渡 邊 氏 の 正 会 員 の 資 格 を 停 止 し た 理 由、渡 邊 氏 の 問 題 言 動、悪 態 を 具 体 的 に 資 料 を 添 付 し て 明 確 に さ れ たい。

そ の 回 答 を ま っ て、真 実 の 事 実 関 係 を 具 体 的 に 反 論 し たい と 考 え ま す。

当 職 の 調 査 で は 渡 邊 氏 に 問 題 言 動、悪 態 が あ っ た と は 判 断 し て お り ま せ ン。

渡 邊 氏 の 言 動 は 全 日 本 テ コ ン ド ー 協 会 の 正 常 な 運 営、選 手、愛 好 者 の こ と を 考 え た も の で あ り ま す。よ っ て 自 ず と 反 省 を し て い な い の は 誰 で あ る か が 判 る 筈 で あ り ま す。

4. 以 上 の 次 第 で す の で、ご 回 答 を 求 め る 次 第 で す。
渡 邊 氏 の 正 当 な 意 見 を 抹 殺 し、汚 い も の に 蓋 を す る か の 如 き 今 回 の 貴 法 人 の 通 知 に は 同 意 す る こ と は で き ま せ ン。

貴 法 人 の 会 計 処 理 も 含 め 正 常 に 正 そ う と す る 渡 邊 氏 を 資 格 停 止 決 定 と、除 名 し よ う と の 動 き が あ る よ う で あ れ ば、渡 邊 氏 は 文 科 省 を は じ め 身 分 保 全 の 仮 処 分、本 裁 判 提 起 は も と よ り 貴 法

人の不透明な会計処理も含め行政上、民事
刑事上も措置をとらざるをえない事態となっており
ます、かかる状況であることを真剣に受け取りご対
処下さいますようご通知致します。

以上